

## 規制改革に関する重点項目

平成 12 年 3 月 21 日  
自由民主党行政改革推進本部  
規制改革委員会

### 【閣議決定に盛り込む事項】

#### (公正取引委員会関連)

##### 独占禁止法第 21 条の廃止

自然独占に固有な行為(独占禁止法第 21 条)については、規定を削除する。

##### 不当廉売等に対する対応

不当廉売は、周辺の事業者に及ぼす影響が大きいことから、その基準を明確にする(米国では州法で原価プラス一定のマージンを割った場合等であって、競争を阻害する場合を不当廉売としている)とともに厳正・迅速に対応するものとし、その処理は、原則 2 か月以内とする。

優越的地位の濫用行為については、被害者から情報提供が期待しにくいことにかんがみ、公正取引委員会は積極的に実態を調査するとともに、問題のある行為が認められた場合には、厳正な処理に努める。

不当廉売等の処理体制を充実させるため、公正取引委員会の審査体制を強化するとともに、関係省庁から人員の派遣を受けるなどして事案の一層迅速な処理に努める。

規制緩和が進展する中で、独占禁止法違反行為(不公正な取引方法)による被害者の救済を充実させるとともに、独占禁止法違反行為の抑止にも資するとの観点から、私人により差止請求を行うことができる制度を新設する。

#### (大蔵省、金融監督庁関連)

##### 地震保険の料率の在り方の見直し

国民の自助努力を支援するとともに地震保険の普及を促進する観点から、住宅の耐震性能を保険料率に一層反映させることについて検討する。

#### (厚生省関連)

##### 医薬品の承認・許可手続等の簡素化等

- (1) 平成 12 年 4 月以降に申請される新薬の承認審査期間を現行の 18 ヶ月から米国並の 12 ヶ月に短縮する。
- (2) 平成 10 年の日米欧三極医薬品規制調和国際会議の合意に基づき、外国臨床試験データを承認申請資料とし受け入れる。

#### 遺伝子治療等の新技術

遺伝子治療等の新技術を、十分な情報の下、自己責任で本人が、その治療方法として選択する場合、それを制限する合理的理由は見あたらないことを踏まえ、新しい技術での治療を実質的に制限している状況を改善するよう検討する。

#### 病院等の構造設備の検査

病院等の構造設備の使用前検査を行うべき範囲を明確にするとともに、軽微な変更に関わるものについて、自己確認化できることについて、その具体的な範囲等の検討を行い、通知等により明らかにする。

#### 食品等の製品検査

現在、公益法人により行われている検査命令等に伴う食品検査については、その検査に要する時間の短縮、受検費用の低廉化に向け、その在り方について検討する。

#### 浄化槽の検査

浄化槽の検査の受検率の引き上げによる浄化槽の適切な維持管理の確保のため方策を検討する中で、規制改革委員会の第2次見解を踏まえ、早期に現在の浄化槽の検査体制の抜本的な見直しを行う。

#### 簡易専用水道の管理の検査

簡易専用水道の設置者からの依頼に基づき地方公共団体の機関又は厚生大臣指定検査機関が行っている検査の在り方について、その管理に関する規制体系全体を見た上で、より実効的な水質確保がなされるよう、早急に検討する。

#### (農林水産省関連)

##### 農産物(米麦等)の検査

農産物検査の民営化については、今国会に提出した農産物検査法改正案の速やかな成立を図るとともに、その趣旨に即し着実な実行を推進する。

##### 漁船の工事完了後の認定、登録票の検認

漁船の工事完了後の認定、登録票の検認の在り方については、民間機関を活用するなどにより、第三者機関による認定・検認の仕組みを導入する方向で早急に検討し、平成13年の通常国会に向け改正法案を取りまとめる。

##### 飲食料品、林産物の格付け(JAS制度)

昨年の JAS 法改正により格付機関や認定機関の民間開放、事業者による自己格付制度の導入等が行われたことを踏まえ、的確な制度運営に努めるとともに、JAS 規格の見直しを積極的に推進する。

#### 農機具の検定

農機具の検定については、農業機械業界、検査検定実施主体、農業団体及び行政による三者協議会における型式検査の在り方、補助事業に係る要件緩和等についての検討結果を平成 12 年度中に実施するべく、型式検査に関する実施方法、手続きについて具体的な内容のつめを行う。

#### ( 通商産業省関連 )

##### 電力託送料金の引下げ

電力託送料金については、通商産業省令により、その制度が整備されたところであるが、本年 3 月の改正電気事業法施行後の大口電力市場が有効に機能していくよう、公正かつ中立的な運用に努める。

また、今回設定された託送料金が現行の料金を基に算定された経過的なものであることにかんがみ、電力会社は、コスト等の動向が見極められ「将来の適正な費用」に基づき適切に算定が行えるようになった段階で、将来の経営の効率化成果の見込みを最大限に織り込んで、速やかに託送料金の再設定を行うこと。

#### ( 運輸省関連 )

##### 自賠責保険

自賠責の政府再保険の廃止については、被害者保護の充実、政府保障事業の維持、政府再保険の運用益を活用した政策のうち必要な事業の継続、自動車ユーザー等へのメリット、合理的な範囲内のコストによる制度改正の 5 条件の実現の方向を確認した上で行う。

##### 自動車検査用機械器具の検査

自動車検査用機械器具の検査の実施主体について、公正中立に業務を実施できることが担保されることを前提に、一定の能力を有する民間( 営利法人を含む。 )に開放することを含めて指定基準の明確化について検討を行い、必要な措置を講ずる。

##### 気象測器の検定

気象測器の検定については、一定の能力を有する民間( 営利法人を含む。 )の検査を受けたものについて国の検査を省略できる新制度の導入を図るとともに、現行の検定の実施方法について民間の負担軽減を図る観点から見直しを行う。

( 郵政省関連 )

NTT のドコモ株保有割合の引き下げ

NTT のドコモ株の保有割合の引き下げについては、携帯電話事業者間の競争状況とドコモと NTT 東西地域会社との間の競争の状況に留意しつつ、引き続き検討を進める。

電波周波数の割当

周波数の有効利用の促進及び周波数割当手続の透明性・公平性の一層の向上を図るため、以下の措置を講ずる。

- ( 1 ) 携帯電話などの特定の無線局の免許申請が競願状況となった場合、比較審査により免許を付与することとし、所要の制度整備を行う。
- ( 2 ) 長期的かつ総合的な視野に立った周波数の割当計画を策定、公表することとし、所要の制度整備を行う。

電気通信設備の技術基準適合認定

電話機等の端末機器の技術基準適合認定を行う指定認定機関については、これを民法第 34 条法人に限定することの可否について見直すこととし、早急に結論を得た上で、必要な場合には法改正等所要の措置を講ずる。

( 建設省関連 )

開発行為・宅地造成に関する工事に係る手続き

開発行為・宅地造成に関する工事に係る手続きの迅速化に関し、書類の簡素化及び完了検査に関する状況調査及び検討を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

( 自治省関連 )

危険物施設の検査

優良事業所に対して危険物施設の適切な管理を維持するインセンティブを与えることができるような保安検査の在り方について、安全性を損なわないことを前提として検討し、できる限り早期に結論を得る。

( 通商産業省、労働省、自治省関連 )

石油コンビナート防災区域内の事業所の新設又は変更の確認

石油コンビナートに係る部分について、近年の技術の進歩等を踏まえ、安全性を損なわないことを前提として、検査周期の延長、検査主体の相互乗り入れの促進、検査方法の改良等保安四法の更なる合理化、整合化を図る余地はないかを検討し、検査等に伴う負担の軽減を図ることが必要である。具体的には、関係各省の実務者が、有識者、関係業界団体

の代表等とともにこうした点について検討する委員会を設置し、2年間を目途に検討を行い、結論を得て、関係省庁において速やかに所要の措置を講ずるとともに、それ以前に結論を得たものについても関係省庁においてその都度措置する。

(自治省関連)

消防用機械器具等の検定

他の制度を参考にしつつ、消防用機械器具の安全性に対する国民の信頼の確保を図ることを前提に、現行の指定検定機関制度における公益法人要件の見直しについて検討し、早急に結論を得る。

【その他】

(通商産業省関連)

天然ガスパイプラインについて

サハリン沖天然ガスに係るパイプラインを我が国本土に敷設する構想については、実現に当たって適用のあり得る規制を明らかにし、その緩和について引き続き検討する。

酒類小売免許の距離基準、人口基準の廃止については、その前提条件である不当廉売の防止対策の強化等公正取引環境の整備並びに対面販売の励行の徹底等社会的規制の実施の方向を確認の上で行うこと。